

焼津市学校給食用物資納入業者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学校給食用物資納入業者（以下「業者」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものである。

(登録に必要な要件)

第2条 業者の登録に必要な要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 常時営業を続けていること。
- (2) 工場・店舗・販売所等固定した事業施設を有し、輸送及び連絡を迅速かつ確実に行うことができる設備を有すること。
- (3) 事業経歴及び経営状態が良好であること。
- (4) 食品衛生法等の関連法規が遵守されていること。
- (5) 引き続いて2年以上その事業に従事していること。
- (6) 納税義務が履行されていること。
- (7) 食品衛生法に基づく営業許可を受けた業種にあつては、保健所の食品衛生監視票点が81点以上であること。
- (8) 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- (9) 食品衛生法に基づく営業許可を受けた業種及びそのまま摂取される食品を製造・加工する業種にあつては、従業員の保菌検査が学期（4月から7月、8月から12月、1月から3月の3期をいう。以下この号において同じ。）に1回以上行われていること。
- (10) 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備を完備していること。
- (11) 市長が指定する期日、時刻及び場所に物資の納入ができること。
- (12) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（申請者が個人事業主である場合にあつてはその者を、申請者が法人である場合にあつてはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であること。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していること。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(登録の申請)

第3条 業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請期間中に、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 学校給食用物資納入業者登録申請書（様式1）
- (2) 登記簿謄本（法人のみ）
- (3) 印鑑証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 営業許可証の写し（営業許可が必要な業種のみ）
- (6) 食品衛生監視票の写し

2 市長は、物資購入上必要と認めるときは、第1項に規定する申請期間にかかわらず登録の申請を受理することができる。

（登録の審査）

第4条 市長は、前条に規定する申請があった場合には審査を行い、登録の可否を決定し、その結果を申請者に対して学校給食用物資納入業者登録申請結果通知書（様式2）により通知するものとする。

2 前項の審査は、3年に1回実施するものとする。ただし、第3条第3項に規定する申請並びに市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（名簿への登録）

第5条 市長は、前条の規定により登録の決定を受けた者を学校給食用物資納入業者名簿（以下「業者名簿」という。）に登録するものとする。

2 登録有効期間は、3年以内で市長が別に定める期間とする。

（書類の提出）

第6条 前条の規定により業者名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、市長に誓約書（様式3）及び印鑑届（様式4）を提出するものとする。

2 登録者は、学期に1回、従業員の保菌検査の証明書の写しを焼津市学校給食センターへ提出するものとする。

（変更等の届出）

第7条 登録者は、申請した事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出るものとする。

2 登録者が、廃業等により業者の登録に必要な要件を満たさなくなったとき、又は登録の辞退をするときは、速やかに市長に届け出るものとする。

（登録の取り消し）

第8条 市長は、登録者が契約に違反し又は市長が不相当と認めたときは、登録有効期間中であっても登録を取り消し、あるいは一時停止することができる。

（その他）

第9条 焼津市学校給食センターは、申請による審査又は年度途中において、申請者（登録者）の施設設備及び衛生管理について巡回点検を行うことができる。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日の前日までに、焼津市学校給食会規則「学校給食用物資納入

業者登録規則」の規定によりなされた登録の決定は、この要領の相当規定により登録の決定を受けたものとみなし、その登録有効期間は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要領は平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

学校給食用物資納入業者登録申請書

令和 年 月 日

(宛先) 焼津市長

所在地

商号・名称

代表者

実印

郵便番号

電話番号 () -

FAX番号

Eメールアドレス

学校給食用物資納入業者の登録を希望しますので、指定の書類を添えて申請します。

1 事業種目

2 納入品目

1	パン・めん類	7	調理加工食品類
2	青果物	8	豆腐
3	魚介類	9	蒟蒻
4	練製品	10	油脂・調味料・乾物類
5	獣鳥肉類	11	嗜好飲料類
6	鶏卵	12	

※ 希望する品目すべての番号を○でかこんでください。

3 納入品目に関する製造業者名簿

品 目	業 者 名	所 在 地

※ 自社で製造加工しているときは、業者名欄に「自社」と記入してください。

4 事業所の概要

営業年数	年	学校給食用物資納入経験年数	年
組織及び資本金	法人（株式・有限・合名・合資・共同組合） ・ 個人 資本金（ 万円）		
事業所の規模	（１）従業員数		人（うちパート人数 人）
	（２）供給能力		/日
	（３）輸送能力		台（うち保冷車 台）
主な納入先			
主な取引金融機関名			
【経路略図】 ※焼津市学校給食センターまでの所要時間 分			

5 製造・加工場及び製品保管場所

番号	施設	構造	面積 (m ²)	記号	設備	能力
1	店舗			(a)		
2	事務室			(b)		
3	冷蔵施設			(c)		
4	冷凍施設			(d)		
5	原料倉庫			(e)		
6	作業場			(f)		
7	製品保管庫			(g)		
8				(h)		
9				(i)		

6 施設の概要図 (番号と照合)・主な設備を記入 (記号と照合)

学校給食用物資納入業者登録申請結果通知書

令和 年 月 日

様

焼津市長

次のとおり学校給食用物資納入業者登録の可否を決定したので通知します。

記

登 録 の 可 否	可 ・ 不可 【不可の場合、その理由】
登 録 番 号	第 号
登 録 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
納 入 品 目	

誓約書

登録番号第 号により、焼津市から学校給食用物資納入業者として登録を受けましたが、下記事項について厳守いたしますとともに、万一の違背による登録の取り消し又は一時停止の処分について異議の申し立てはいたしません。焼津市に対し一切ご迷惑をおかけいたしません。

記

- 1 見積書のとおり、内容・品質・量目の正確を期すること。
- 2 納入は、指定の日時及び場所を厳守すること。
- 3 一部でも違背する物資を納めたときは、その代金を請求することなく新品と交換し、あるいは返品を受け、焼津市に迷惑をかけた場合には当方の責任において全て負担すること。
- 4 事業所の施設設備の衛生管理及び家族・従業員の健康管理の万全を期すること。
- 5 その他焼津市学校給食センターの指示に従うこと。

以上のとおり誓約いたします。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

焼津市長 様

印 鑑 届

使 用 印

上記の印鑑は、入札・見積りの参加、契約の締結、代金の請求及び受領のために使
用します。

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

振込先金融機関名・口座番号	
振 込 先	銀行・農協 信用金庫 店
預 金 種 目	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義	